第4号様式（第3条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　様

土佐清水市長

養育医療給付申請却下通知書

　　年　月　日付けで申請のあった母子保健法第20条第1項の規定による養育医療の給付については、下記の理由により却下します。

記

却下の理由

（教示）

1　この決定について不服がある時は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、土佐清水市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(通知の翌日から起算します。)に土佐清水市を被告として(訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。)提起しなければなりません。(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に提起しなければならないこととされています。(なお、裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)